

平成二十四年法律第二号
国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律抄

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 人事院の勧告に係る国家公務員の給与の改定（第二条—第八条）
- 第三章 国家公務員の給与の臨時特例（第九条—第二十二条）

附則 第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、人事院の国会及び内閣に対する平成二十三年九月三十日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員、内閣総理大臣等の特別職の職員及び防衛省の職員の給与の改定について定めるとともに、我が国が厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人員費を削減するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）等の特例を定めるものとする。

第三章 国家公務員の給与の臨時特例

（一般職給与法の特例）

第九条 この章の規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下「特例期間」といいう。）においては、一般職給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）に対する俸給月額（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給を含み、当該職員が一般職給与法附則第六項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同条の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に相当する額を減ずる。

行政職俸給表（一）	俸給表
二級以下	職務の級又割合
百分の四・七七	は号俸

三級から六級まで	百分の七・七七	医療職俸給表（三）	二級以下	百分の四・七七	医療職俸給表（三）	二級以下	百分の九・七七	福利職俸給表	表	指定期間においては、一般職給与法に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たつては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
七級以上	百分の九・七七	行政職俸給表（二）	三級以下	百分の四・七七	行政職俸給表（二）	三級以下	百分の四・七七	専門行政職俸給表	一級	当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
六級以上	百分の九・七七	税務職俸給表	四級以上	百分の四・七七	税務職俸給表	四級以上	百分の四・七七	専門スタッフ職俸給	一級	一 働給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に百分の十を乗じて得た額
五級以上	百分の九・七七	専門行政職俸給表	三級以下	百分の四・七七	専門行政職俸給表	二級以上	百分の七・七七	二 専門スタッフ職調整手当 当該職員の専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当減額率を乗じて得た額	二級以上	二 調整額の月額に百分の十を乗じて得た額
四級以上	百分の九・七七	海事職俸給表（二）	三級まで	百分の九・七七	海事職俸給表（二）	三級まで	百分の九・七七	三 地域手当 当該職員の俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に当該職員の支給月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に百分の十を乗じて得た額	二級以上	三 地域手当 当該職員の俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に当該職員の支給月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に百分の十を乗じて得た額
三級から六級まで	百分の九・七七	公安職俸給表（二）	二級以下	百分の九・七七	公安職俸給表（二）	二級以下	百分の九・七七	四 広域異動手当 当該職員の俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する研究員調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の俸給の特別調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の支給減額率を乗じて得た額	二級以上	四 広域異動手当 当該職員の俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の支給減額率を乗じて得た額
二級以下	百分の九・七七	教育職俸給表（二）	一級	百分の九・七七	教育職俸給表（二）	一級	百分の九・七七	五 研究員調整手当 当該職員の俸給月額に対する研究員調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の支給減額率を乗じて得た額	二級以上	五 研究員調整手当 当該職員の俸給月額に対する研究員調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の支給減額率を乗じて得た額
一級	百分の九・七七	研究職俸給表（二）	二級以下	百分の九・七七	研究職俸給表（二）	二級以下	百分の九・七七	六 特地勤務手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額	二級以上	六 特地勤務手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
八級	百分の九・七七	医療職俸給表（二）	一級	百分の九・七七	医療職俸給表（二）	一級	百分の九・七七	七 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、百分の九・七七を乗じて得た額	二級以上	七 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、百分の九・七七を乗じて得た額
三級から七級まで	百分の九・七七	百分の九・七七	二級	百分の九・七七	百分の九・七七	二級	百分の九・七七	八 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、百分の九・七七を乗じて得た額	二級以上	八 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、百分の九・七七を乗じて得た額
百分の九・七七	百分の九・七七	百分の九・七七	三級	百分の九・七七	百分の九・七七	三級	百分の九・七七	九 労勤手当 当該職員が受けるべき勤勤手当の額に、百分の九・七七を乗じて得た額	二級以上	九 労勤手当 当該職員が受けるべき勤勤手当の額に、百分の九・七七を乗じて得た額

十 一般職給与法第二十三条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給	4	3	2	1	
は、第一項中「俸給月額に」とあるのは、「俸給月額から一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第二項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額に	5	特例期間においては、一般職給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第一項、第二項第二号から第五号まで及び第八号から第十号まで並びに第三項の規定の適用について	特例期間においては、一般職給与法第二十三条第四項前項及び第三号から第五号までに定める額に、同項第四項の規定により当該職員に支給される額に、同項第五項の規定により当該職員に支給される額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額	ハ 一般職給与法第二十三条第四項前項及び第三号から第五号までに定める額に、同項第四項の規定により当該職員に支給される額に、同項第五項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額	イ 一般職給与法第二十三条第一項前項及び前号に定める額
は、第一項中「俸給月額に」とあるのは、「俸給月額から一般職給与法第二十三条第二項第二号並びに第三号から第五号まで及び第八号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第二項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額に	4	特例期間においては、一般職給与法第二十三条第二項第二号並びに第三号から第五号まで及び第八号に定める額に相当する額を減じた額に」とあるのは、「三万五千五百円」と、「十万円」とあるのは、「九万三百円」とする。	ホ 一般職給与法第二十三条第七項第八号に定める額に百分の八十を乗じて得た額	ロ 一般職給与法第二十三条第二項第二号並びに第三号から第五号まで及び第八号に定める額に相当する額を減じた額に」とあるのは、「三万五千五百円」と、「十万円」とあるのは、「九万三百円」とする。	
は、第一項中「俸給月額に」とあるのは、「俸給月額から一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第二項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額に	3	特例期間においては、一般職給与法第十五条から第十八条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、一般職給与法第十九条の規定にかかるわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。	ヌ 一般職給与法第二十三条第七項第八号に定める額に百分の八十を乗じて得た額	ヌ 一般職給与法第二十三条第七項第八号に定める額に百分の八十を乗じて得た額	
は、第一項中「俸給月額に」とあるのは、「俸給月額から一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第二項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額に	2	当該各号に定める額に相当する額を減ずる。	ヌ 一般職給与法第二十三条第七項第八号に定める額に百分の八十を乗じて得た額	ヌ 一般職給与法第二十三条第七項第八号に定める額に百分の八十を乗じて得た額	

は、第一項中「俸給月額に」とあるのは、「俸給月額から一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第二項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額に	1
は、第一項中「俸給月額に」とあるのは、「俸給月額から一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第二項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額に	2
は、第一項中「俸給月額に」とあるのは、「俸給月額から一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第二項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額に	3
は、第一項中「俸給月額に」とあるのは、「俸給月額から一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第二項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額に	4
は、第一項中「俸給月額に」とあるのは、「俸給月額から一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第二項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額に	5

(国家公務員災害補償法の特例)
第十条 特例期間においては、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）第四条の規定に基づき計算される職員の平均給与額は、同項及び同項の人事院規則の規定にかかるわらず、当該人事院規則において職員に対しして現実に支給された給与の額を基礎として計算することとされている場合を除き、この章の規定により給与の支給に当たつて減ずることとさ

る場合又は同法第十四条第三項若しくは第十五条第三項において準用する場合を含む。)」とす
る。

准用する第三号から第五号まで」と、同号文中「第八号」とあるのは「第十四条第三項において準用する第八号」と読み替えるものとする。
(任期付職員法の特例)

は「第十五条第一項及び同条第三項において準用する第三号から第五号まで」と、同号本中「第八号」とあるのは「第十五条第三項において準用する第八号」と読み替えるものとする。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の特例）

第十六条 特例期間においては、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十

第十三条 特例期間においては、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（一般職の勤務時間、休暇等に関する法律の特例）

の区分は同じで、該各号に定むる書合(以下「前項減額」という。)と、同項第一項及び前各号」とあるのは、「第十四条第一項及び同第三項において準用する第三号から第八号まで」と、同号口及び二中「前項並びに第三号から第五号まで及び第八号」とあるのは、「第十四条第一項及び同第三項において準用する第三号から第五号まで及び第八号」と、同号口ハ中「前項及び第三号から第五号まで」とあるのは、「第十四条第一項及び同第三項これら

区分に応じ当該各号に定める割合（以下「前項減額率」という。）と、同項第1号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第十五条第一項及び同条第三項において準用する第三号から第八号まで」と、同号ロ及び二中「前項並びに第三号から第五号まで及び第八号」とあるのは「第十五条第一項並びに同条第三項において準用する第三号から第五号まで及び第八号」と、同号ハ中「前項及び第三号から第五号まで」とあるの

第十二条 特例期間においては、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「育児休業法」という。）第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「給与」を「国家公務員の給与」に改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第九条第三項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合又は同法第十七条第三項若しくは第十五条第三項において準

は、任期付研究員法の適用を受ける職員に対する地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当及び一般職給与法第二十三条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与の支給並びに勤務一時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第十四条第一項各号に掲げる職員

ら第八号まで及び第十号並びに第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける職員に対する地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当及び一般職給与法第二十三条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与の支給並びに勤務一時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「当該職員の支給減額率」と

与のうち、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第九条第一項及び第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。」とす

第五項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から俸給月額に國家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第十四条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

特定期間においては、任期付職員法第七条第一項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から俸給月額に國家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二号)第十五条第一項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

特定期間ににおいては、第九条第一項第三号か

（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の特例）

第十一條 特例期間においては、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第二百一十七号）第五条第一項の規定の適用については、同項中「期末手当」の額を減じた額を基礎として当該人事院規則の規定の例により計算した額とする。

任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、その号俸が一号俸から三号俸までのものの及び同条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員百分の七・七七分の七・七七

の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
一 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、その号俸が一号俸から四号俸までのもの 百分の七・七

号。以下「法科大学院派遣法」という。」第七条第一項及び第十三項第二項ただし書の規定の適用については、法科大学院派遣法第七条第一項中「同法第十九条」とあるのは「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二号)第九条第三項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、法科大学院派遣法第十三条第二項ただし書中「期末手当」とあるのは「期末手当の額(これらの給与のうち国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九条第一項及び第二項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

第十七条 特例期間においては、特別賃給と法第
一条第一号から第四十四号までに掲げる国家公
務員に対する俸給月額の支給に当たっては、俸
給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる國家
公務員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗
じて得た額に相当する額を減ずる。

二 内閣総理大臣 百分の三十
国務大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官、内閣官房副長官、副大臣、國家公務員倫理審査会の常勤の会長、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、宮内庁長官及び特命全権大使（国務大臣又は副大臣の受ける俸給月額と同額の俸給月額を受けるものに限る。）百分の二十
三 檢査官（会計検査院長を除く。）、人事官

(人事院総裁を除く)、特別職給与法第一条第七号から第九号までに掲げる者、大臣政務官、国家公務員倫理審査会の常勤の委員、公正取引委員会委員、同条第十四号から第四十一条までに掲げる者(原子力規制委員会委員長を除く)、侍従長、東宮大夫、式部官長、特命全権大使(前号に掲げる者を除く)及び侍命全権公使 百分の十

四
五 特別職給与法第一条第四十四号に掲げる國家公務員（次号に掲げる者を除く。）百分の九・七七
九・七七 特別職給与法第一条第四十四号に掲げる國家公務員のうち、特別職給与法別表第三に掲げる一号俸から四号俸までの俸給月額を受けるもの 百分の七・七七

2 特例期間においては、特別職給与法第四条第二項、第七条の二及び第九条の規定の適用については、同項中「第九条」とあるのは「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第十七条第二項の規定により読み替えて適用される第九条」と、「三万四千九百円」とあるのは「三万五千五百円」と、「六万七千三百円」とあるのは「六万六百円」と、特別職給与法第七条の二中の「の適用」とあるのは「及び国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九条の規定の適用」と、特別職給与法第九条中「一般職給与法」とあるのは「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九条第四項の規定により読み替えて適用される一般職給与法」とする。

3 前項の場合において、第一項第一号及び第二号に掲げる国家公務員に対する期末手当の支給に当たつては、前項の規定により読み替えて適用される特別職給与法第七条の二の規定によりその例によることとされる第九条第二項第八号の規定の適用については、同号中「百分の九・七七」とあるのは、「第十七条第一項各号に掲げる国家公務員の区分に応じ当該各号に定める割合」とする。

（裁判所職員臨時措置法の特例）

第十八条 特例期間においては、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の規定の適用については、同法本則中「次に掲げる法律の規定」とあるのは、「次に掲げる法律の規定及び国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）」の規定（同法第十一条、第十四条及び第十六条から第二十二条までの規定を除く。）とする。

（防衛省職員給与法の特例）

第十九条 第九条第一項、第十四条第一項及び第十五条第一項の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員（以下「防衛省の職員」という。）のうち、防衛省職員給与法第四条第一項から第三項までの規定の適用を受けける者（防衛省職員給与法別表第一自衛隊教官俸給表の適用を受ける者を除く。）の俸給月額の支給について準用する。この場合において、第九条第一項中「平成十七年改正法附則第十三条」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第十五条」と、第十四条第一項中「任期付研究員法の適用を受ける」とあるのは「自衛隊法（昭和二

3 あるのは「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九条第四項の規定により読み替えて適用される一般職給与法」とする。

号に掲げる国家公務員に対する期末手当の支給に当たつては、前項の規定により読み替えて適用される特別職給与法第七条の二の規定によりその例によることとされる第九条第二項第八号の規定の適用については、同号中「百分の九・七七」とあるのは、「第十七条第一項各号に掲げる国家公務員の区分に応じ当該各号に定める割合」とする。

(裁判所職員臨時措置法の特例)

第一ハ各社併せ期間においては、新規雇用職員の措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の規定の適用については、同法本則中「次に掲げる法律の規定」とあるのは、「次に掲げる法律の規定及び国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）」の規定（同法第十一条、第十四条及び第十六条から第二十一条までの規定を除く。）とする。
（防衛省職員給与法の特例）

第十九条 第九条第一項、第十四条第一項及び第
十五条第一号に規定する、國家公務員法第二条第一項
第十五号の規定による防衛省の職員（以下「防
衛省の職員」という。）は、防衛省職員合
同組合の会員である。

「防衛省の職員」といふのは、防衛省職員給与法第四条第一項から第三項までの規定の適用を受ける者（防衛省職員給与法別表第一自衛隊教官俸給表の適用を受ける者を除く。）の俸給額の支給について準用する。この場合において、第九条第一項中「平成十七年改正法附則第十一」とあるのは、「防衛庁の職員の給与等に

関する法律の一部を改正する法律附則第十五条」と、第十四条第一項中「任期付研究員法の適用を受ける」とあるのは「自衛隊法（昭和二

	自衛官俸 給表	自衛隊教官 俸給表	自衛隊教官 職務の級又は階級
4	二等陸尉以下、二等海尉 百分の四・ 七七	百分の四・ 七七	二級
3	二等陸佐以下、二等空尉以下 百分の七・ 七七	百分の七・ 七七	一級
2	二等陸佐以下、二等空佐以下 百分の七・ 七七	百分の七・ 七七	一級
1	以上又は二等空佐以上 百分の九・ 七七	百分の九・ 七七	二級
一 特例期間においては、防衛省の職員のうち、 防衛省職員給与法第四条第四項ただし書又は同 条第五項の規定の適用を受ける者に対する俸給 月額の支給に当たつては、俸給月額から、俸給 月額に、次の各号に掲げる防衛省の職員の区分 に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に 相当する額を減ずる。	以上又は二等空佐以上 百分の九・ 七七	百分の九・ 七七	二級
二 防衛省職員給与法第四条第四項ただし書の 規定の適用を受ける自衛官 百分の四・七七 常勤の大臣補佐官 百分の九・七七	二等陸佐以上、二等海佐 百分の九・ 七七	二等陸佐以下、二等空佐 百分の九・ 七七	二級
三 第九条第二項第二号から第四号まで、第六号 及び第七号の規定は、防衛省の職員の専門スタッフ ソフ職調整手当、地域手当、広域勧動手当、特 地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支	二等陸尉以下、二等海尉 百分の四・ 七七	二等陸尉以下、二等海尉 百分の四・ 七七	二級

二 防衛省職員給与法第二十三条第一項の規定

により支給される俸給月額、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当及び勤勉手当、第一項において準用する第九条第一項に定める額又は第二項若しくは第三項に定める額、前項において準用する同条第二項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に定める額、前号に定める額並びに防衛省職員給与法第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる第九条第二項第八号及び第九号に定める額

三項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 第一項において準用する第九条第一項に定める額又は第二項若しくは第三項に定める額並びに前項において準用する同条第二項第三号及び第四号に定める額（以下この項において「俸給減額基本額等」という。）並びに防衛省職員給与法第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる第九条第二項第八号に定める額（第五号及び第六号において「期末手当減額基本額」という。）に百分の八十を乗じて得た額

定により当該防衛省の職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当減額基本額等及び期末手当減額基本額に、同項の規定により当該防衛省の職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額により支給される期末手当（期末手当減額基本額に百分の八十を乗じて得た額）（同条第五項の規定により給与の支給を受ける防衛省の職員にあつては、期末手当減額基本額に、同項の規定により当該防衛省の職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

七 防衛省職員給与法第二十四条の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当、俸給減額基本額等並びに防衛省職員給与法第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる第九条第二項第八号及び第九号に定める額特例期間においては、防衛省の職員のうち、防衛省職員給与法第四条第一項に規定する自衛官候補生、学生又は生徒に対する自衛官候補生手当、学生手当又は生徒手当の支給に当たつては、これらの手当の額から、これらの額にそれぞれ百分の四・七七を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

第九条第三項の規定は、事務官等（防衛省職員給与法第四条第一項に規定する事務官等をいふ。附則第十条第一項において同じ。）が防衛省職員給与法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十六条から第十八条までの規定により支給される超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の算定について準用する。

特例期間においては、防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の規定の適用を受ける防衛省の職員に対する第二項及び第五項第二号から第七号まで並びに第一項において準用する第九条第一項、第四項において準用する同条第二項第二号から第四号まで及び前項において準用する同条第三項の規定の適用については、第二項中「俸給月額に」とあるのは、「俸給月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第五項第二号及び第三号中「第

一項において」とあるのは「第八項の規定により読み替えられた、第一項において」と、「又は第二項」とあるのは「又は第八項の規定により読み替えられた第二項」と「前項」とあるのは「第八項の規定により読み替えられた、前項」と、同項第二号中「第六号」とあるのは「に定める額、前項において準用する同条第二項第六号」と、第一項において準用する同条第一項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を減じた額」と、第四項において準用する同条第二項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「専門スタッフ職調整手当の月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する地域手当の月額」である。第三号に定める額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第三号に定める額に相当する額を減じた額」と、第四項において準用する同条第二項第四号中「俸給月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当の月額から防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第四号に定める額に相当する額を減じた額」と、前項において準用する同条第三項中「除して得た額」とあるのは「除して得た額から防衛省職員給与法附則第八項において準用する一般職給与法附則第十項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額」とする。
（国際機関等に派遣される防衛省の職員の待遇等に関する法律の特例）

条第一項及び同法第十九条第四項において準用する同法第九条第二項（同法第十九条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。」とする。

（端数計算）

第二十一条 この章の規定により給与の支給に当たつて減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第二十二条 第九条から前条までに定めるもののほか、この章の規定の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章及び附則第八条から第十条までの規定
定 平成二十四年四月一日
(地方公務員の給与)

第十二条 地方公務員の給与については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公公団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。

附 則 (平成二十四年六月二七日法律第四七号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条第一項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）並びに附則第二条第三項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）、第五条、第六条、第十四条第一項、第三十四条及び第八十七条の規定
（その他の経過措置の政令への委任）

第八十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。